

都道府県労働局では、雇用環境・均等部（室）に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します

三重局開設期間：平成30年6月1日（金）～平成30年9月28日（金）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

セクハラについて社内の相談窓口相談したら「それくらいのことは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られてつらい。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか？

セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらおう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

ハラスメント対応特別相談窓口（6月1日(金)～9月28日(金)）

設置場所	実施日	相談時間	所在地	電話番号
三重労働局 雇用環境・均等室	期間中の毎日 （土日祝日は除く）	8時30分～ 17時15分	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 2階	059-226-2110 （ハワハラ） 059-226-2318 （マタハラ・セクハラ）
ハローワーク四日市	6月18日(月)／8月20日(月)	11時00分～ 16時00分	四日市市本町3-95	059-353-5566
マザーズコーナー四日市	期間中の第2・第4火曜日	9時45分～ 15時00分	四日市市本町9-8	059-359-1710
ハローワーク松阪	6月20日(水) 7月18日(水) 8月8日(水)	11時00分～ 16時30分	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-51-0860
ハローワーク伊賀	6月26日(火) 7月31日(火) 8月28日(火)	13時00分～ 16時00分	伊賀市四十九町3074-2	0595-21-3221

予約は不要ですが、相談者が複数いらっしゃる場合はお待ちいただくことがあります。
あらかじめ時間を決めて相談したい等のご希望があれば、
三重労働局雇用環境・均等室(TEL059-226-2318)にお電話ください。
予約優先にて承ります。

このリーフレットに関するお問い合わせ先：三重労働局雇用環境・均等室

所在地：〒514-8524 津市島崎町327-2 ・ 津第二地方合同庁舎
電話番号：059-226-2318